

令和7年度

千葉市の精神保健医療福祉施策の状況

令和8年1月

保健福祉局高齢障害部精神保健福祉課

目次

I 概況	1
1 千葉市の人口及び世帯数等	1
(1) 令和7年12月1日現在の状況	1
(2) 人口の推移（各年度とも12月1日現在）	1
2 組織図（略図）	2
3 人員配置	2
II 精神保健医療福祉施策の状況	3
1 精神障害者保健福祉手帳	3
2 自立支援（精神通院）医療	3
3 任意入院	4
4 医療保護入院	4
5 応急入院	5
6 申請・通報・届出に基づき行われる指定医の診察及び措置入院	5
(1) 申請・通報・届出	5
(2) 措置入院	5
(3) 精神科救急医療システム	7
7 精神医療審査会	8
(1) 精神医療審査会	8
(2) 医療保護入院者の入院届等の審査状況	8
(3) 退院等の請求の審査状況	8
8 精神科病院の实地指導・实地審査・虐待通報の状況	9
(1) 实地指導の状況	9
(2) 实地審査の状況	9
(3) 虐待通報の状況	9
9 相談指導等	10
(1) こころの健康センターにおける相談	10
(2) 各区健康課における相談指導（家庭訪問を含む）	11
(3) その他の相談窓口	11
10 社会復帰の促進	12
(1) 地域生活への移行支援	12
(2) 精神障害者スポーツ大会	13
11 団体支援・普及啓発	13
(1) 団体支援の取組み	13
(2) 普及啓発の取組み	14
III その他の施策	15
1 自殺対策	15

(1) 自殺者数の年次推移.....	15
(2) 千葉市の自殺者数の月次推移（3年間比較）.....	16
(3) 自殺対策の取組状況.....	16
2 ひきこもり支援.....	18
(1) 相談支援（出張相談含む）.....	18
(2) 居場所活動.....	19
(3) ひきこもりサポーター養成.....	19
(4) 団体支援.....	19
(5) 包括的支援体制.....	19
3 依存症対策.....	20
(1) 相談件数.....	20
(2) 普及啓発等.....	20
(3) 団体支援.....	21

I 概況

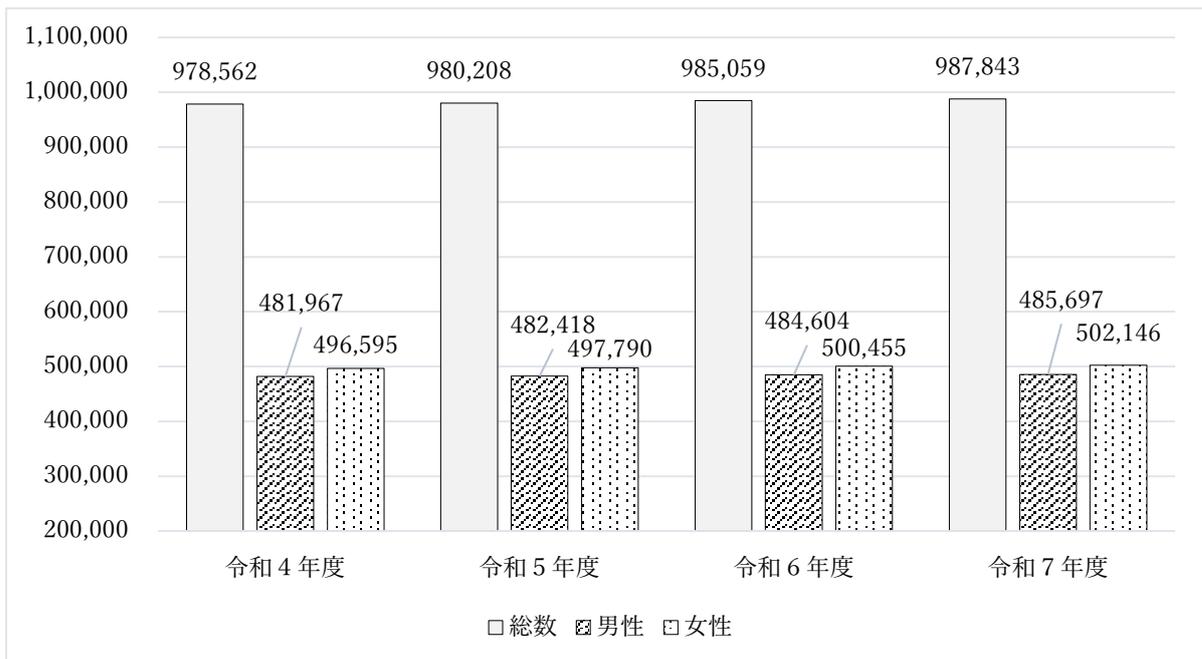
1 千葉市の人口及び世帯数等

(1) 令和7年12月1日現在の状況

区分	世帯数	人口		
		総数	男性	女性
千葉市	484,246	987,843	485,697	502,146
中央区	121,600	221,688	110,370	111,318
花見川区	87,280	177,482	87,025	90,457
稲毛区	79,672	160,630	80,175	80,455
若葉区	67,821	144,126	71,508	72,618
緑区	53,571	128,193	62,254	65,939
美浜区	74,302	155,724	74,365	81,359

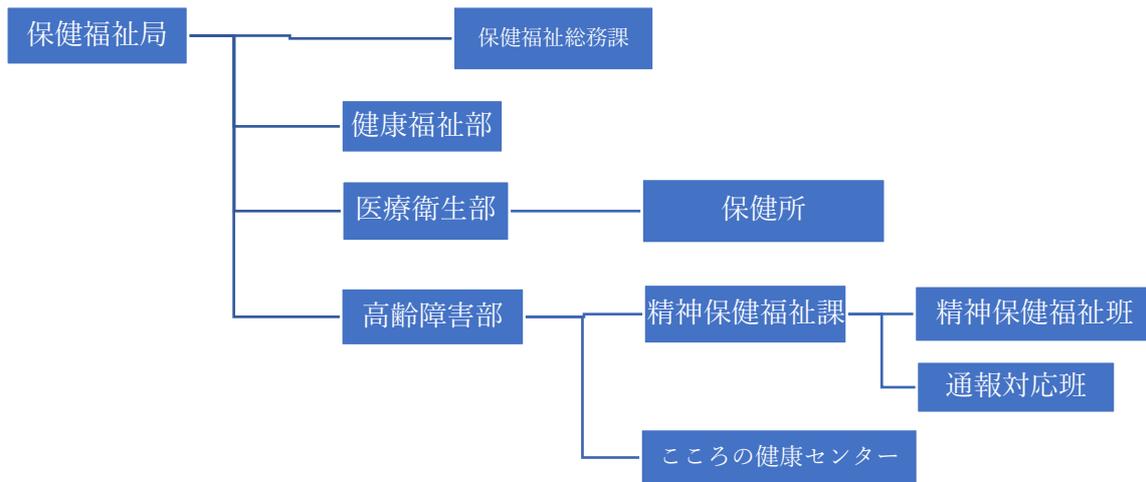
※出典：千葉市推計人口（総合政策局総合政策部政策企画課統計室）

(2) 人口の推移（各年度とも12月1日現在）



※出典：千葉市推計人口（総合政策局総合政策部政策企画課統計室）

2 組織図（略図）



3 人員配置

令和7年12月1日現在

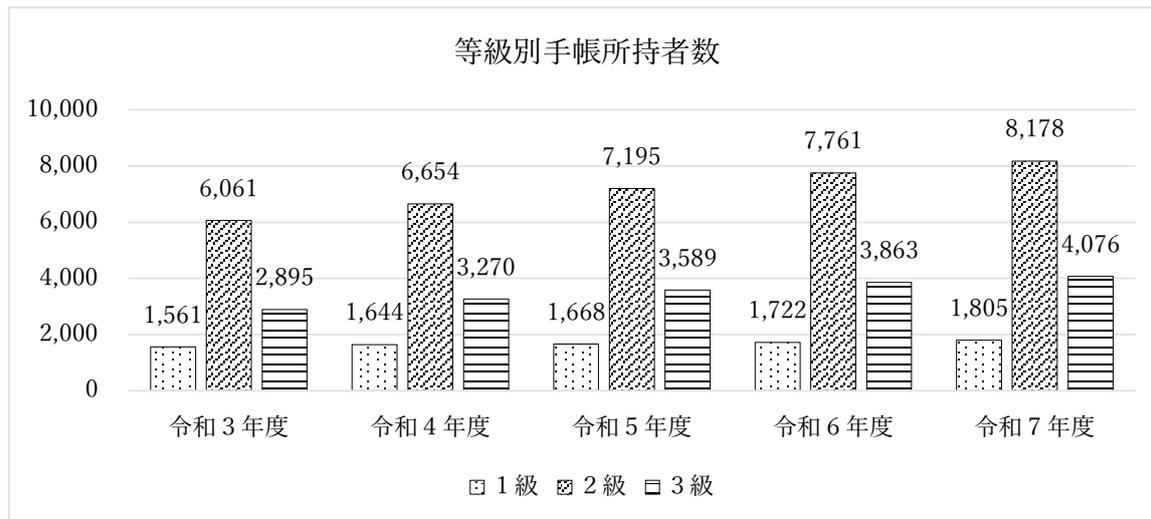
課名		班名	職名等	人数	
精神保健福祉課	常勤職員		課長	1人	16人
			課長補佐	1人	
		精神保健福祉班	主査	1人	
			保健師	1人	
			主事	3人	
		通報対応班	主査	2人	
			主任主事	2人	
			主事	5人	
	会計年度 任用職員	通報対応班	平日日中対応	1人	7人
			夜間休日対応	6人	
こころの健康センター (精神保健福祉センター)	常勤職員		所長（医師）	1人	7人
			所長補佐	1人	
			主査（保健師）	1人	
			心理士	1人	
			主任主事	2人	
			主事	1人	
	会計年度 任用職員		精神保健福祉士	1人	5人
			臨床心理士	1人	
			事務補助	3人	

Ⅱ 精神保健医療福祉施策の状況

1 精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳は、一定程度の精神障害の状態にあることを認定するものです。精神障害者の自立と社会参加の促進を図るため、手帳を持っている方々には、様々な支援策が講じられています。

精神障害者保健福祉手帳の等級は、精神疾患（機能障害）の状態と能力障害（活動制限）の状態の両面から総合的に判断され、1級から3級まであります。



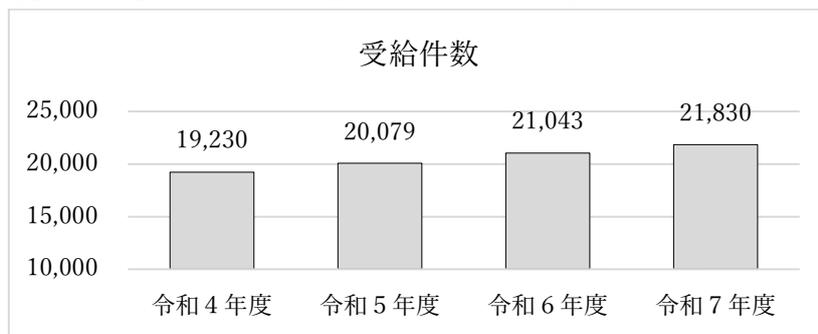
※各年度末現在（令和7年度は12月末現在）

2 自立支援（精神通院）医療

精神通院医療は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他の精神疾患（てんかんを含む。）を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対し、その通院医療に係る自立支援医療費の支給を行うものです。

精神通院医療の範囲は、精神障害及び当該精神障害に起因して生じた病態に対して、病院又は診療所に入院しないで行われる医療（通院医療）です。

症状がほとんど消失している患者であっても、軽快状態を維持し、再発を予防するためになお通院治療を続ける必要がある場合も対象となります。

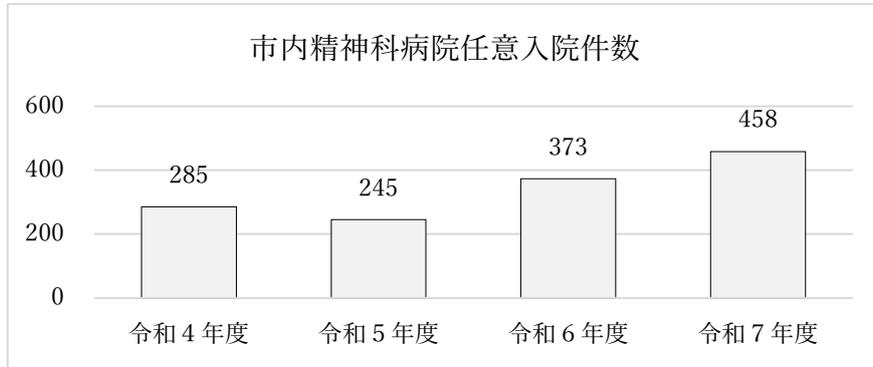


※令和7年度は12月末現在

3 任意入院

患者本人に入院する意思がある場合、任意入院となります。

症状が改善し、医師が退院可能と判断した場合や、患者本人から退院の申出があった場合に退院となります。

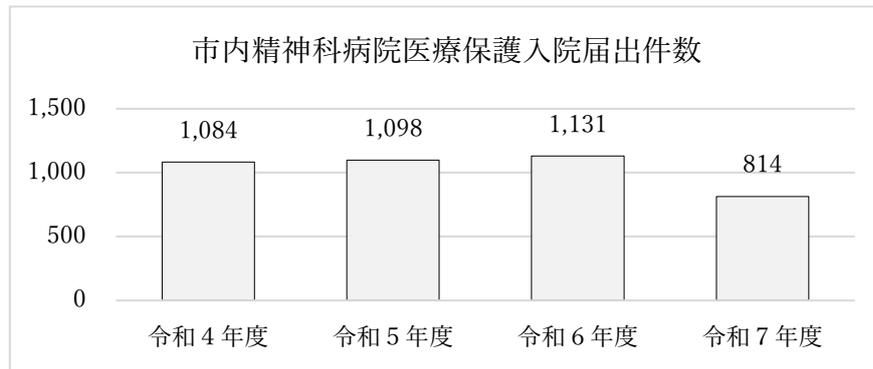


※精神科入退院等患者月報（令和7年度は10月分、他年度は12月分）

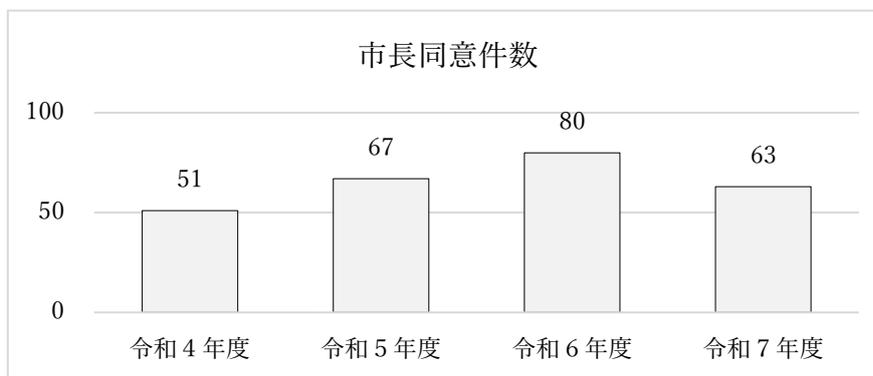
4 医療保護入院

医療と保護のために入院の必要があると判断され、患者本人の代わりに家族等が患者本人の入院に同意する場合、精神保健指定医の診察により、医療保護入院となります。

連絡のとれる家族等がない場合、代わりに市町村長の同意が必要です。



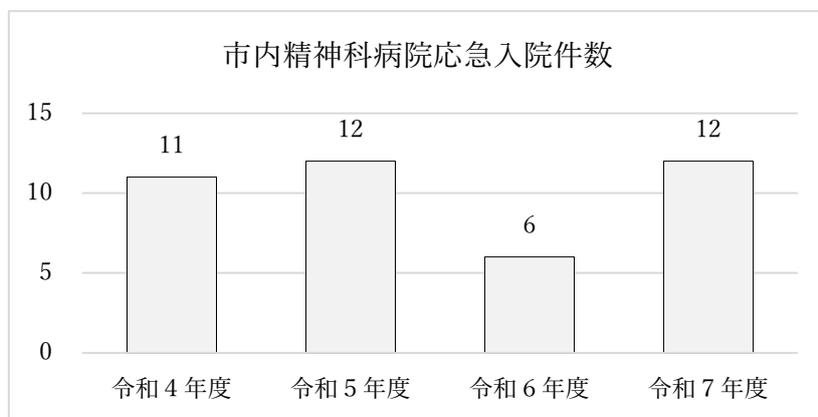
※令和7年度は12月末現在



※令和7年度は12月末現在

5 応急入院

医療と保護のために入院の必要があると判断されたものの、その家族等の同意を得ることができない場合には、精神保健指定医の診察により、72時間以内に限り、応急入院指定病院に入院となります。



※令和7年度は12月末現在

6 申請・通報・届出に基づき行われる指定医の診察及び措置入院

(1) 申請・通報・届出

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下、「法」という。）第22条から第26条の3までの規定に基づき、一般・警察官等から、精神障害者又はその疑いのある者等について、最寄りの保健所長を経て都道府県知事（指定都市の市長）に申請・通報又は届出がなされることを指します。

(2) 措置入院

2人以上の精神保健指定医が診察した結果、その者が精神障害者であり、かつ入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれ（自傷他害のおそれ）があると一致した場合、法第29条に基づき、都道府県知事（指定都市の市長）が国等の精神科病院又は指定病院に入院させることができるという制度です。

また、緊急を要する病状又は状態にある精神障害者で、急速を要し、通常の手続きの全部または一部を採ることができない場合、精神保健指定医1人の診察により入院させることができる緊急措置入院という制度もあります。

申請・通報・届出、診察、措置入院・緊急措置入院の件数

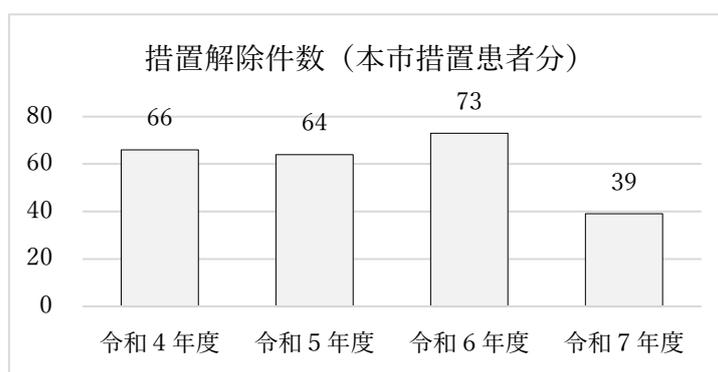
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
申請・通報・届出件数	213	217	225	191
診察件数	72	84	77	48
措置入院件数	58	74	64	40
緊急措置入院件数	6	6	4	3

※令和7年度は12月末現在

申請・通報・届出の件数、診察の件数、措置入院の件数

	令和5年度			令和6年度			令和7年度		
	受理件数	診察件数	措置件数 (うち 緊急措置)	受理件数	診察件数	措置件数 (うち 緊急措置)	受理件数	診察件数	措置件数 (うち 緊急措置)
一般人の申請 (22条)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
警察官の通報 (23条)	113	52	49 (6)	95	38	32 (2)	109	30	26 (2)
検察官の通報 (24条)	32	23	20	21	17	16	20	15	13
保護観察所の長の通報 (25条)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
矯正施設の長の通報 (26条)	65	1	0	45	0	0	57	0	0
精神科病院の管理の届出 (26条の2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医観法指定通院医療機関 管理者等の通報 (26条の3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上記以外の通報等 (27条第2項)	7	7	5	5	5	3	5	3	1 (1)

※令和7年度は12月末現在



※令和7年度は12月末現在

(3) 精神科救急医療システム

休日及び夜間を含めて、精神疾患の急激な発症や精神症状の急変などにより、早急に適切な医療を必要とする精神科救急患者等の相談に応じ、迅速な診察の実施や精神科医療施設の紹介を行うとともに、必要な医療施設を確保することにより、救急患者の円滑な医療及び保護を図ることを目的として、千葉県が整備した「千葉県精神科救急医療システム」に千葉市も参画しています。

夜間・休日における通報対応状況

令和5年度			令和6年度			令和7年度		
受理件数	診察件数	措置件数 (うち 緊急措置)	受理件数	診察件数	措置件数 (うち 緊急措置)	受理件数	診察件数	措置件数 (うち 緊急措置)
73	34	27 (7)	81	32	28 (4)	72	20	16 (2)

※令和7年度は12月末現在

※警察官通報受理から措置入院の告知までに要する時間

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
平日日中	5時間51分	5時間51分	5時間57分	6時間02分
夜間休日	5時間35分	5時間20分	5時間46分	5時間45分

※令和7年度は12月末現在

7 精神医療審査会

(1) 精神医療審査会

精神障害者の人権に配慮しつつ、その適正な医療及び保護を確保するため、精神科病院に入院している精神障害者の処遇等について専門的かつ独立的に審査を行うため、精神保健福祉法に基づき設置された附属機関です。

(2) 医療保護入院者の入院届等の審査状況

病院管理者から提出された医療保護入院者の入院届や入院期間更新届、措置入院者の定期病状報告書、措置入院決定報告書について、その入院の必要があるか、またその処遇が適当であるかを審査します。

審査件数及び審査結果

	令和5年度				令和6年度				令和7年度			
	審査	入院適	入院否	保留	審査	入院適	入院否	保留	審査	入院適	入院否	保留
医療保護入院届	1,208	1,158	0	50	1,293	1,180	0	113	899	695	0	128
医療保護入院入院期間更新届 ※令和5年度は定期病状報告	445	429	0	16	508	416	0	92	606	423	0	129
措置入院定期病状報告	23	21	0	2	32	25	0	7	17	12	0	5
措置入院決定報告書	-	-	-	-	64	63	0	1	41	33	0	0

※令和7年度は12月末現在

(3) 退院等の請求の審査状況

精神科病院に入院中の方又はその家族等から、退院の請求または処遇改善の請求を受け、その入院の必要があるか、またその処遇が適当であるかを審査します。

審査件数及び審査結果

年度	請求別	審査件数	審査結果				
			入院適	他の入院形態適	入院不適	処遇適	処遇不適
令和7年度	退院請求	32	31	1	0		
	処遇改善請求	8				8	0
令和6年度	退院請求	61	59	2	0		
	処遇改善請求	16				16	0
令和5年度	退院請求	45	44	0	1		
	処遇改善請求	9				9	0

※令和7年度は12月末現在

8 精神科病院の实地指導・实地審査・虐待通報の状況

精神科病院において精神障害者に対する適切な医療及び保護が確保されることを目的として、原則として、市内全8病院それぞれに対して年1回実施指導を行うとともに、措置入院患者については、入院後概ね3か月を経過したときに精神保健指定医による診察（实地審査）を行っています。また、精神科病院における虐待の未然防止や早期発見のため、通報窓口を設置し、通報や相談を受け付けています。

(1) 实地指導の状況

令和5年度	
【実施病院数】	8
【指摘事項】	
・入院患者の身体拘束について（多床室における身体拘束）	1件
・入院患者に対する虐待の防止について（虐待防止研修の実施）	1件
令和6年度	
【実施病院数】	8
【指摘事項】	
・入院患者に対する虐待の防止について（虐待通報ポスター不掲示）	1件
・医療保護入院の入院手続等について（入退院届の遅延）	3件
・医療保護入院の期間の更新について（更新届の遅延、告知の記録なし）	3件
・任意入院について（告知、解放処遇の実施）	1件
・入院患者の隔離について（保護室の衛生保持）	1件
・入院患者の通信面会について（面会日の制限）	1件
・その他（審査会返戻分書類未提出）	1件
令和7年度（12月末現在）	
【実施病院数】	6
【指摘事項】	
・入院患者に対する虐待の防止について（虐待通報ポスター不掲示）	1件
・措置入院の仮退院について（診察事項の診療録記録なし）	1件
・医療保護入院の入院手続等について（入退院届の遅延、告知の記録なし）	5件
・医療保護入院の期間の更新について（更新届の遅延）	4件
・任意入院について（告知の記録なし）	1件
・入院患者の身体拘束について（多床室における身体拘束）	1件
・入院患者の通信面会について（電話制限理由告知の記録なし）	1件
・入院患者のその他の処遇（長期間身体拘束患者の任意入院継続）	1件
・その他（審査会返戻分書類未提出）	1件

(2) 实地審査の状況

	令和5年度	令和6年度	令和7年度（12月末現在）
実施人数	4	5	7
措置入院適	4	4	7

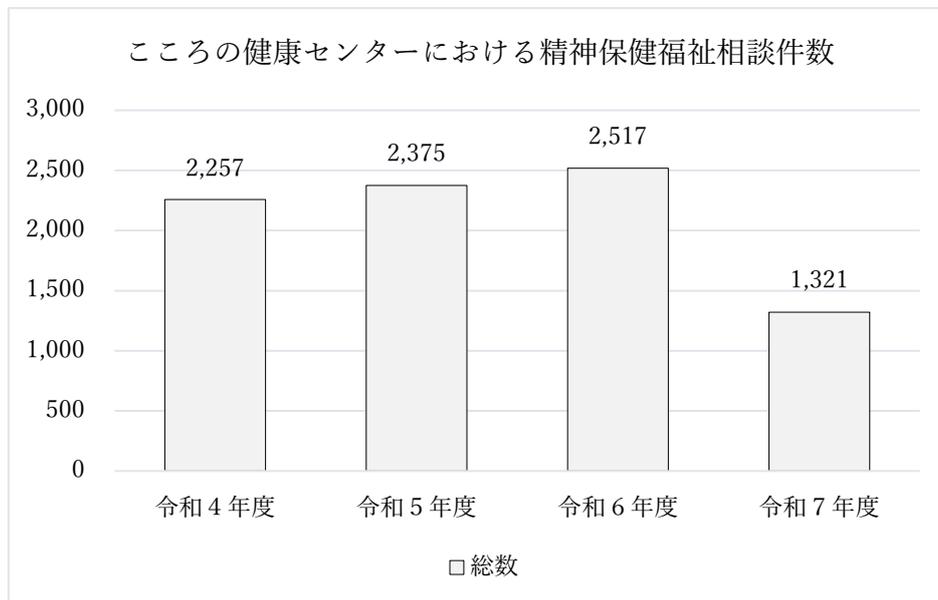
(3) 虐待通報の状況

	令和6年度	令和7年度（12月末現在）
入院患者本人からの通報件数	26	16
入院患者本人以外からの通報件数	8	7
虐待の事実を認定した件数	0	0

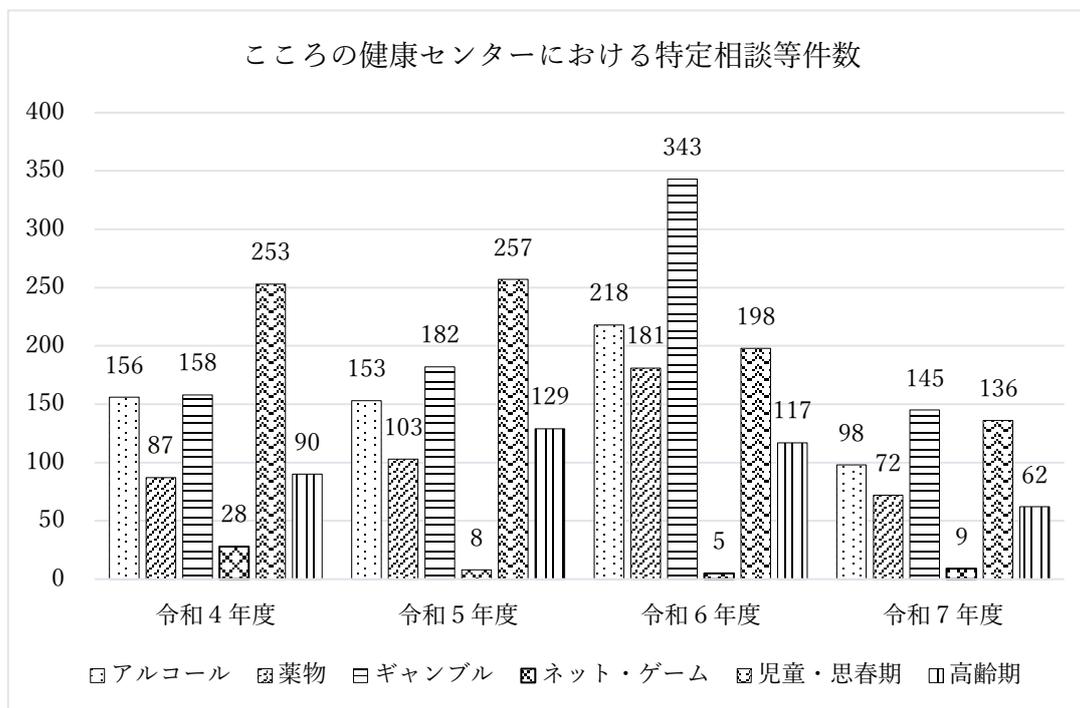
9 相談指導等

(1) こころの健康センターにおける相談

こころの健康相談から、精神医療に係る相談、社会復帰相談をはじめ、アルコール、薬物、思春期、認知症等の特定相談を含め、精神保健福祉全般の相談を実施しています。



※令和7年度は12月末現在

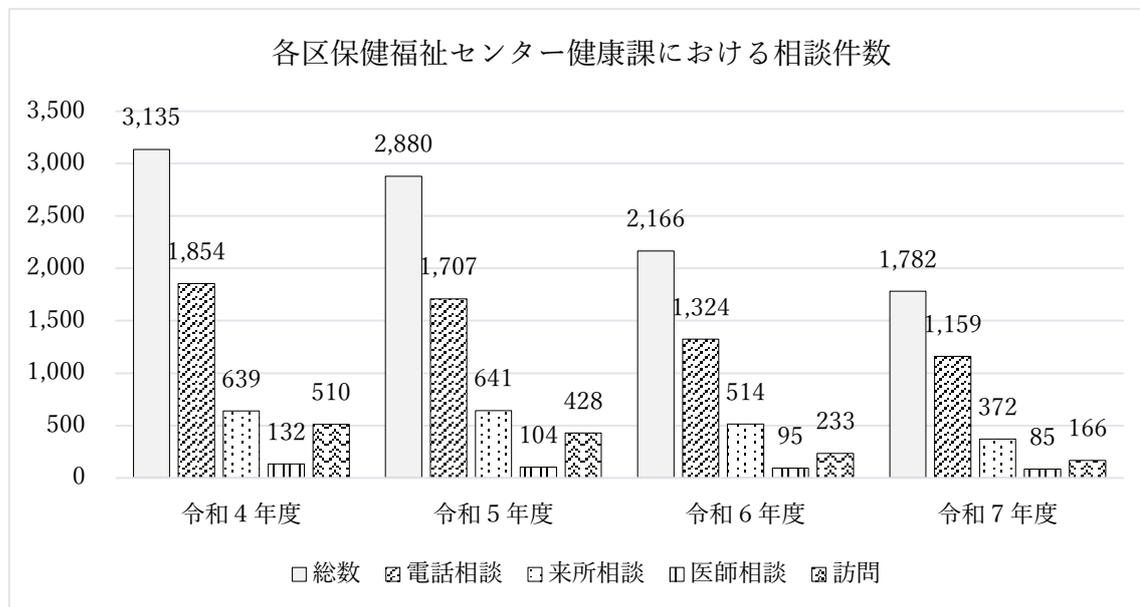


※令和7年度は12月末現在

(2) 各区健康課における相談指導（家庭訪問を含む）

保健師、精神保健福祉士等の専門職を配置して、随時の相談や家庭訪問等を行うとともに、嘱託医による精神保健相談を行っています。

相談指導の内容は、こころの健康についての相談指導から、診療を受けるにあたっての相談指導、社会復帰のための相談指導など、保健、医療、福祉の広範にわたります。

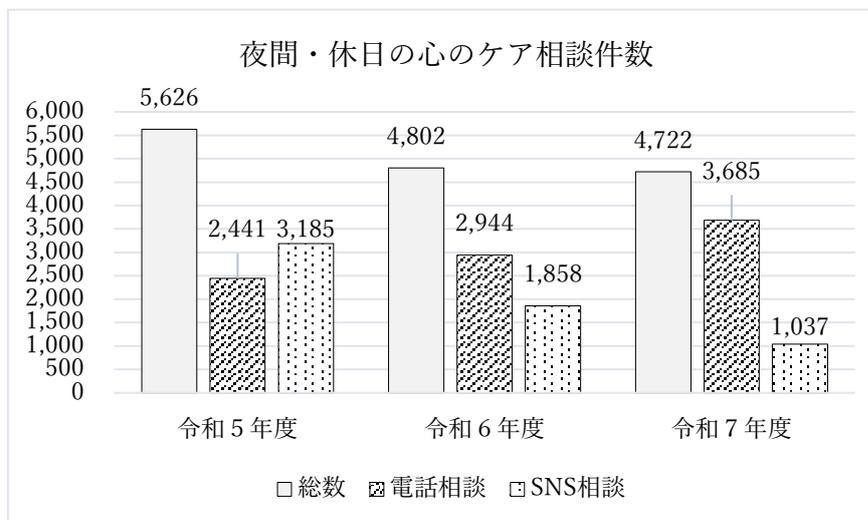


※令和7年度は12月末現在

(3) その他の相談窓口

ア 夜間・休日の心のケア相談

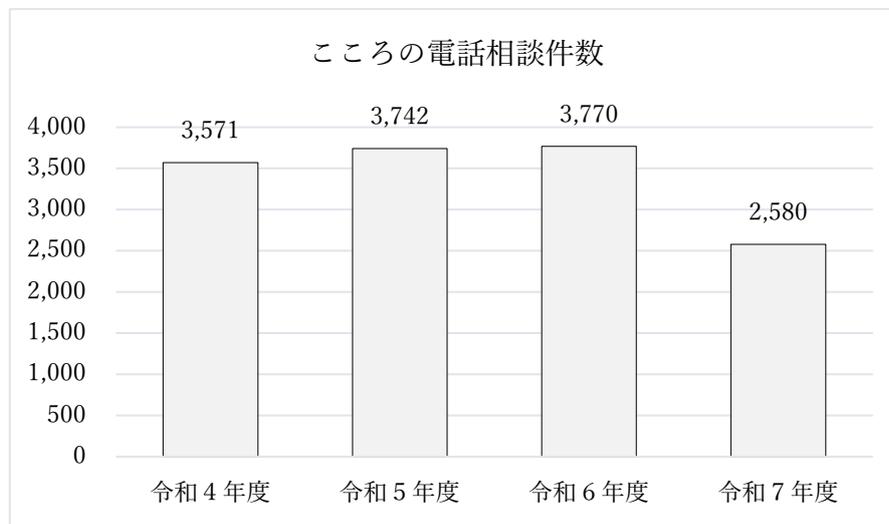
こころの悩みや不安、ストレスを抱える市民等の相談窓口として、保健福祉センター等が閉庁している時間帯の「月曜日から金曜日までの17時から21時まで」と「土・日・祝日・年末年始の13時から17時まで」において、電話及びSNS（LINE）による心のケア相談を実施しています。



※令和7年度は12月末現在

イ こころの電話

こころの健康に関して、専門員による傾聴を主にした電話相談を、毎週月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く）の10時から17時（12時から13時を除く）に実施しています。



※令和7年度は12月末現在

10 社会復帰の促進

(1) 地域生活への移行支援

ア 精神障害者の退院後支援

入院中の精神障害者のうち、地域生活を送る上で様々な課題やニーズを抱え、退院後支援を行う必要があると認められる場合、本人のニーズに合った支援を、関係機関や事業者等と連携・協力して提供する「精神障害者の退院後支援」に取り組んでいます。

イ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしを送れるよう、地域の課題を共有したうえで、精神科病院・事業所・行政等が連携し、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指します。「進め隊」「広め隊」「深め隊」の3つの分科会を設置し、精神医療福祉体制の整備、講演会の開催や心のサポーター養成等の普及啓発、当事者・家族等の活動支援など様々な取組みを実施しています。

ウ デイケアクラブ

回復途上にある精神障害者の社会適応を図るため、各区保健福祉センター健康課において、デイケアクラブを実施しています。

(2) 精神障害者スポーツ大会

スポーツ活動の機会の提供とともに、障害者の社会参加や健康づくり・生きがいを促進するため、全国障害者スポーツ大会の予選を兼ねて、「千葉県精神障害者卓球大会」及び「千葉県精神障害者ソフトバレーボール大会」を開催しています。

開催状況等

		令和5年度	令和6年度	令和7年度
卓球大会	開催日	令和5年5月14日	令和6年5月12日	令和7年5月11日
	参加人数	21人	16人	18人
	全スポ出場人数	2人 鹿児島大会	2人 佐賀大会	2人 滋賀大会
ソフトバレー ボール大会	開催日	令和5年12月7日	令和6年12月5日	令和7年12月4日
	参加人数	20人	37人	36人

1.1 団体支援・普及啓発

(1) 団体支援の取組み

精神障害者家族会が実施する研修や相談などの事業に要する費用の一部を補助しています。

補助金交付団体数

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
交付団体数	4	3	3

※令和7年度は12月末現在

(2) 普及啓発の取組み

こころの健康に関する知識の普及と精神障害についての正しい理解のため、各種講演会・講座、イベント等を開催しています。

開催状況等

			令和5年度	令和6年度	令和7年度	
講演会	児童・思春期 精神保健福祉講演会	開催日	令和5年12月12日	令和7年2月4日	令和7年6月28日	
		参加人数	41人	36人	56人	
	地域精神保健福祉講演会	開催回数	4回	4回	3回	
		参加人数	225人	154人	121人	
講座	精神保健福祉 ボランティア講座	開催回数	5回	5回	5回	
		参加人数	41人	50人	110人	
交流	精神障害者家族のつどい	開催回数	10回	10回	9回	
		参加人数	191人	170人	105人	
	音楽セミナー	開催日	令和5年7月21日	令和5年7月21日	—	
		参加人数	32人	32人	—	
	日帰り研修	開催日	令和5年10月11日	令和5年10月11日	—	
		参加人数	46人	46人	—	
イベント	精神障害者の明る いくらい 促進事業	ディライトフル・ フェスタ	開催日	令和5年9月27日	令和5年9月27日	—
			参加人数	95人	95人	—
	ふれあいボウリング 大会	開催日	令和5年11月6日	令和5年11月6日	—	
		参加人数	49人	49人	—	
	こころの健康教室	開催日	令和6年2月18日	令和6年2月18日	—	
		参加人数	73人	73人	—	
	スプリング フェスティバル	開催日	令和6年3月17日	令和6年3月17日	—	
		参加人数	129人	129人	—	
	心のふれあいフェスティバル	開催日	令和5年4月26日	令和6年4月27日	令和7年4月26日	
		参加人数	321人	679人	1,051人	
	こころの健康フェスティバル	開催日	—	令和7年2月15日	令和8年2月28日(予定)	
		参加人数	—	234人	—	

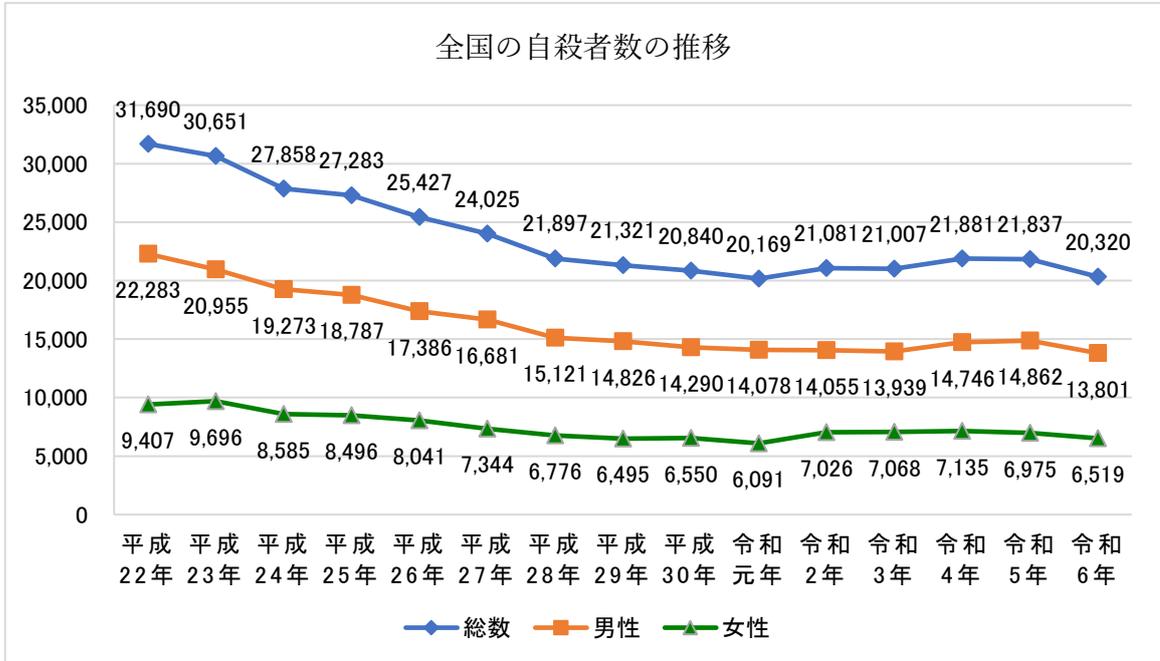
※令和7年度は12月末現在

Ⅲ その他の施策

1 自殺対策

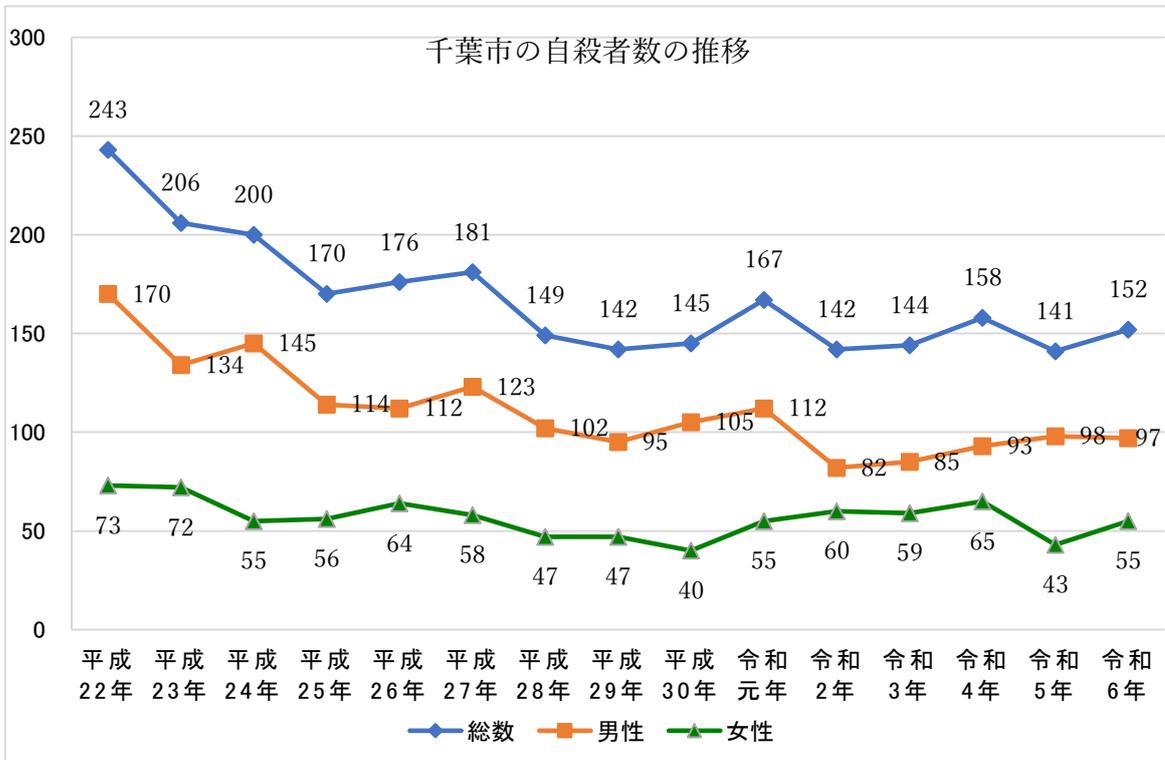
(1) 自殺者数の年次推移

ア 全国の状況



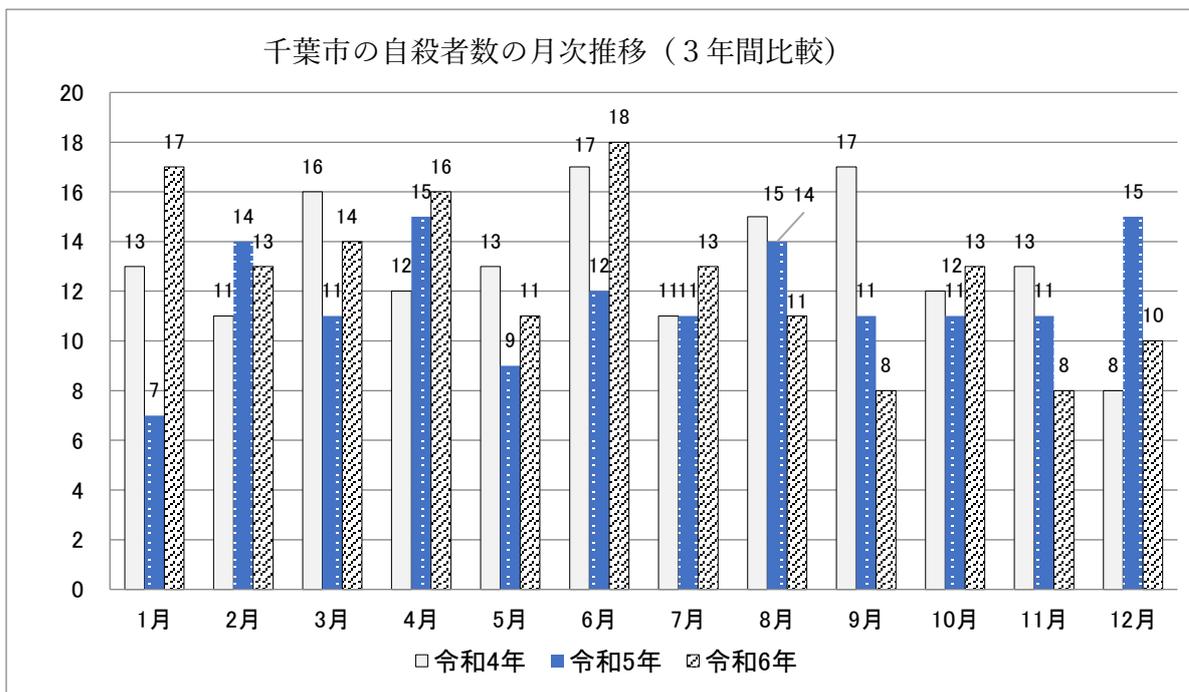
出典：警察庁自殺統計

イ 千葉市の状況



出典：警察庁自殺統計

(2) 千葉市の自殺者数の月次推移（3年間比較）



出典：警察庁自殺統計

(3) 自殺対策の取組状況

ア 推進体制

自殺対策を総合的かつ効率的に推進するため、市内の関係機関及び民間団体等との相互の密接な連携を確保するための協議会を開催しています。

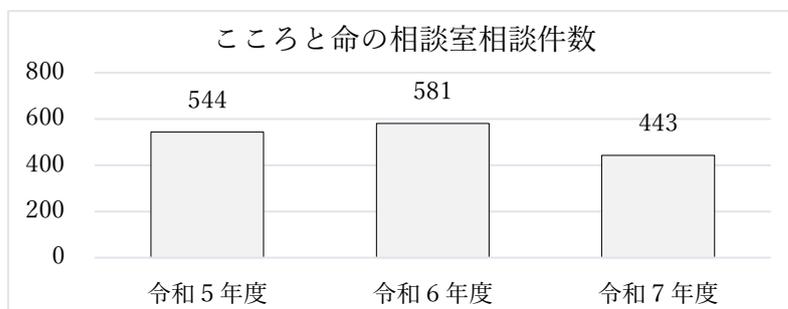
また、市の関係部局が、自殺対策に関して共通の認識を持ち、連携することができるように、連絡会議や窓口会議を開催しています。

開催状況

		令和5年度	令和6年度	令和7年度
千葉市自殺対策連絡協議会	関係機関との連携	第1回 5月 開催 第2回 9月 書面開催	8月 開催	8月 開催
	自殺対策庁内連絡会議	第1回 4月 開催 第2回 8月 書面開催	3月 書面開催	3月 開催予定
自殺対策相談窓口会議	窓口従事者との連携	3月 開催	1月 開催	2月 開催予定

イ 相談事業（こころと命の相談室の開設）

様々な不安やストレスを抱えながらも、平日の昼間に相談窓口を利用できない方を対象に、「月曜日と金曜日の18時から21時まで」と、「土曜日は、第2及び第4、日曜日は第2を原則として、いずれも10時～13時まで」の時間帯において、「こころと命の相談室」を開設して、予約制による対面相談を実施しています。



※令和7年度は12月末現在

ウ 人材の確保・養成

自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話しを聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守る「ゲートキーパー」の役割を担う人材の養成に取り組んでいます。

開催状況

		令和5年度	令和6年度	令和7年度
ゲートキーパー養成研修	開催回数	4回	4回	3回
	参加人数	79人	83人	79人
子ども・若者メンタルヘルス研修	開催回数	1回	1回	1回
	参加人数	100人	84人	85人

※令和7年度は12月末現在

エ 普及啓発

自殺の問題は一部の人や地域だけの問題ではなく、誰もが当事者となり得る重大な問題であることの啓発や、また、命や暮らしの危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であることの理解の促進に取り組んでいます。

取組状況

		令和5年度	令和6年度	令和7年度
自殺対策街頭キャンペーン	開催回数	1回	1回	1回
うつ病対策講演会	開催年日	令和4年11月29日	令和6年7月23日	令和7年7月8日
	参加人数	50人	46人	56人
うつ病集団認知行動療法	開催期間	9月～12月	9月～11月	9月～11月
	参加人数	4人(延べ46人)	6人(延べ66人)	5人(延べ47人)
こころの体温計アクセス件数		52,174件	45,361件	33,195件

※令和7年度は12月末現在

オ 団体支援

社会福祉法人等が実施する自死遺族支援事業の一つである自死遺族自助グループ運営の費用の一部を補助しています。

また、社会福祉法人が実施しているボランティア電話相談員を養成するための研修の開催費用の一部を補助しています。

2 ひきこもり支援

地域におけるひきこもり支援の拠点として「千葉市ひきこもり地域支援センター」をこころの健康センター内に設置し、ひきこもり状態にある本人や家族等の支援を行っています。

電話・来所による相談、自宅への訪問支援や区役所等への出張相談のほか、居場所活動や普及・啓発など、様々な取組みを実施しています。

(1) 相談支援（出張相談含む）

ア 相談件数（延件数）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
センターでの延件数	2,436	2,349	1,399
電話相談	1,010	804	397
来所相談	822	939	711
出張相談	31	81	41
訪問	239	246	151
メール相談	133	167	49
その他	201	112	50

※令和7年度は12月末現在

イ 新規相談の年齢層別人数

	令和5年度				令和6年度				令和7年度			
	男性	女性	不詳	計	男性	女性	不詳	計	男性	女性	不詳	計
実人数	148	40	4	188	118	64	3	185	62	30	1	93
18歳未満	13	4	0	17	7	4	1	12	3	5	0	8
18歳～19歳	9	4	0	13	7	3	0	10	5	2	0	7
20代	44	10	0	54	31	12	0	43	16	8	0	24
30代	25	7	0	32	19	9	0	28	10	4	0	14
40代	26	7	0	33	27	13	0	40	8	7	0	15
50代以上	19	12	0	31	16	12	0	28	12	4	0	16
不明	12	8	4	24	11	11	2	24	8	0	1	9

※令和7年度は12月末現在

(2) 居場所活動

ひきこもり当事者の社会参加と自立を目指すため、面談以外の安心できる外出先として、下記の居場所活動を実施しています。

ア 「ふらっと」(月4回)

絵画・工作・手芸・調理・散歩・軽スポーツなどのプログラムを実施。

イ 「若者のつどい」(月1回) 令和5年度～

若者を対象に同世代交流の場を提供。ゲームやスポーツを実施。

ウ 「1日ふらっと」(月1回) 令和6年度～

プログラムがなく自由に過ごせる居場所。漫画やゲームなどを用意。

(3) ひきこもりサポーター養成

地域に潜在するひきこもりの方を早期に発見し、支援につなぐ役割を担う「ひきこもりサポーター」を養成し、居場所活動での支援等につなげています。

(4) 団体支援

新規に居場所を設置、運営する個人又は団体に対しては5万円を限度に、継続して居場所を設置・運営する個人または団体に対しては3万円を限度に、運営に要する費用を補助しています。

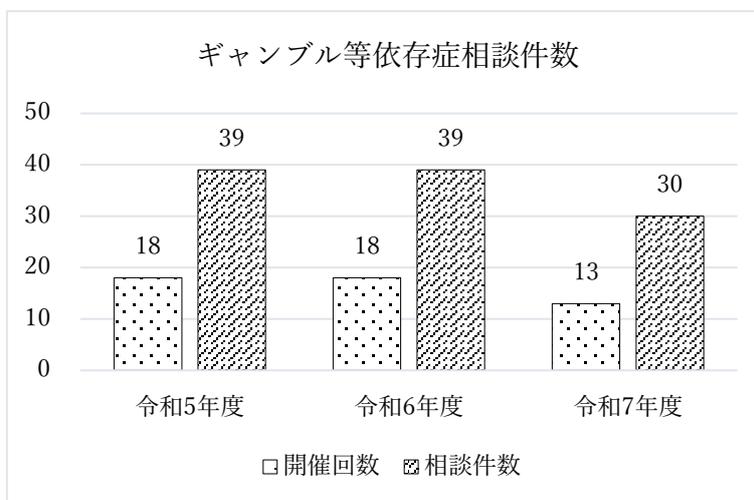
(5) 包括的支援体制

電話や訪問等による相談支援（自立への支援）、関係機関等とのネットワーク構築（包括的な支援体制の確保）、ひきこもりに関する普及啓発（情報発信）等に取り組んでいます。

3 依存症対策

(1) 相談件数

司法書士・精神保健福祉士によるギャンブル等の依存症の相談を行っています。



※令和7年度は12月末現在

(2) 普及啓発等

			令和5年度	令和6年度	令和7年度
普及啓発	講演会	開催日	令和5年9月25日	令和7年1月23日	令和8年1月30日(予定)
		参加人数	37人	37人	—
	教育研修	開催回数	2回	2回	1回
		参加人数	88人	68人	46人
回復者 及び 家族支援	薬物・アルコール依存症 回復プログラム	開催回数	18回	19回	15回
		参加人数	102人	122人	114人
	アルコール依存症と 家族支援ミーティング	開催回数	12回	11回	9回
		参加人数	118人	100人	120人
支援者 会議	依存症対策連携会議 (アルコール健康障害)	開催日	令和6年1月12日	令和7年1月15日	令和8年1月29日(予定)
		参加人数	27人	37人	—
	薬物依存症対策 地域連携協議会	開催日	令和6年2月15日	令和7年2月26日	令和8年2月26日(予定)
		参加人数	27人	23人	—
	依存症対策連携会議 (ギャンブル等依存症)	開催日	令和6年2月5日	令和7年1月20日	令和8年1月26日(予定)
		参加人数	35人	40人	—

※令和7年度は12月末現在

(3) 団体支援

「依存症等に関する問題(アルコール健康障害及びこれに関連する飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の問題、薬物依存症に関する問題、ギャンブル等依存症に関する問題)を抱える者が健康的な生活を営むことができるよう、依存症等に関する問題の改善に取り組む団体に対して、その活動(ミーティング活動、情報提供活動、普及啓発活動、相談活動)の費用の一部を補助しています。(上限3万円、補助率1/2)